

登録飼養衛生管理者による 豚熱ワクチン接種のための 研修（知識（制度））

【目的】

- ・登録飼養衛生管理者、認定農場が満たすべき要件を理解
- ・必要な事務手続を理解

豚熱ワクチンを接種可能な者

○ 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

都道府県知事は、家畜伝染病予防法第6条の
接種命令に基づく**家畜防疫員**による接種のほか、
次の者による接種を行わせることが可能

【登録飼養衛生管理者】

「飼養衛生管理基準の遵守」「ワクチン管理体制等に係る要件」を
満たすとして認定された農場（**認定農場**）において、
家畜防疫員・知事認定獣医師の指示監督の下で適時・適切に
接種できるとして県が登録した**飼養衛生管理者**



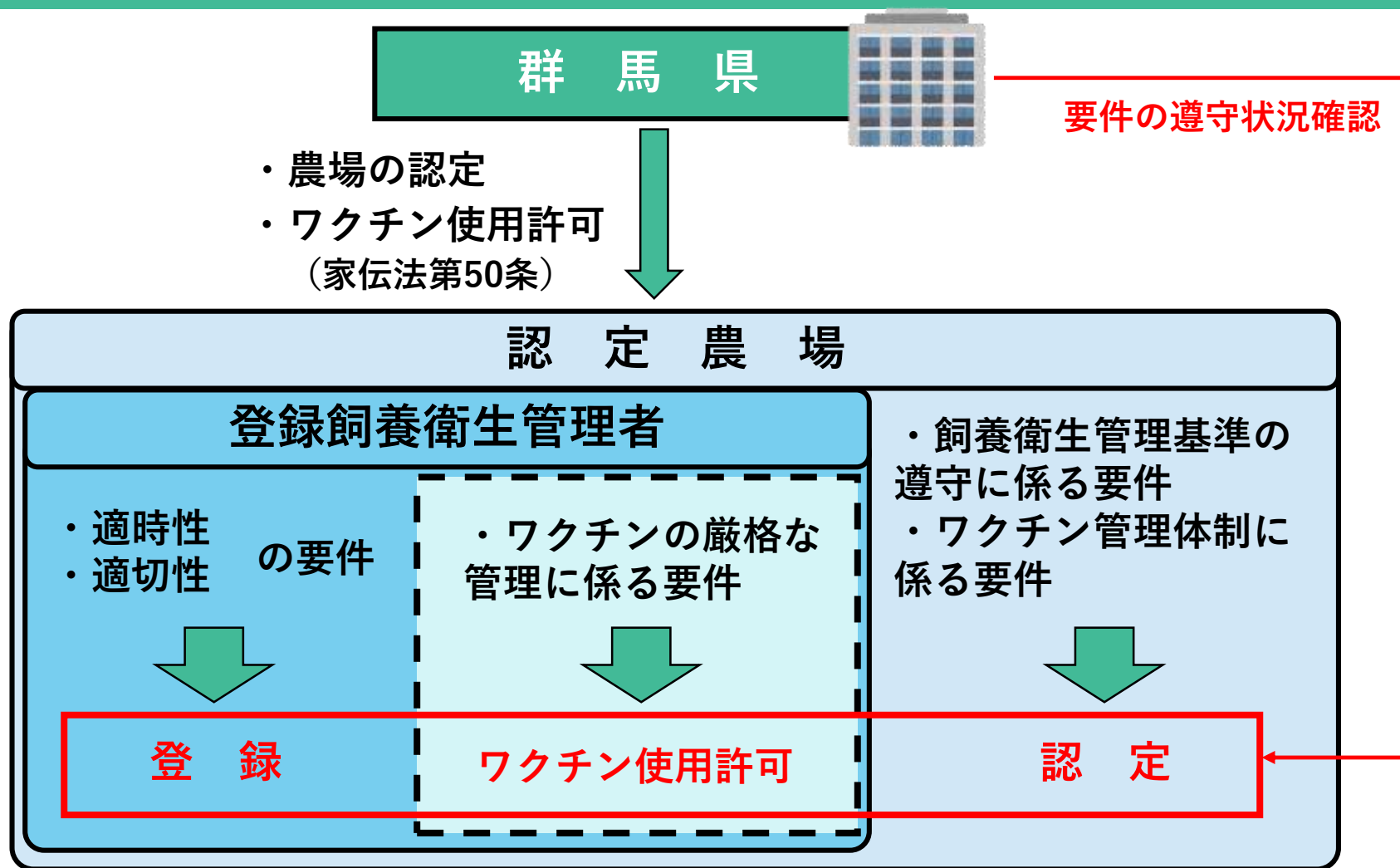
要件を満たさなくなると…



農場の認定や登録飼養衛生管理者の登録が**取り消され**
家畜防疫員・知事認定獣医師による接種だけとなる



登録・認定・ワクチン使用許可のイメージ



都道府県による飼養衛生管理者の登録、農場の認定、ワクチン使用許可の全てが必要！

登録飼養衛生管理者の要件

【 適 時 性 】

家畜防疫員・知事認定獣医師と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること

【 適 切 性 】

ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得していると認められること

家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員・知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること

研修会への参加が必要

研修会は毎年1回以上受ける必要があります！



研修後の接種までの手続き

● 修了証の交付

- 研修の受講後、修了者には**修了証を交付**

● 名簿への登録

- 適時性及び適切性に係る要件を満たし、かつ
修了証の交付を受けた者を**登録飼養衛生管理者として登録**

〔登録名簿の情報〕

- ① 修了番号・修了年月日
- ② 住所・氏名・生年月日
- ③ 群馬県内で従事する農場名・住所
- ④ 群馬県以外で登録飼養衛生管理者として従事する農場名・住所
- ⑤ 研修の最終受講日

名簿への登録に関する注意点



他県で登録飼養衛生管理者になっているのですが、改めて群馬県でも登録される必要がありますか？



群馬県内の農場で従事するのであれば、**本県での修了証の交付・名簿への登録が必要**です

県内異動により従事する農場が変わったのですが、県に報告する必要がありますか？



「従事する農場が変更になった」「新たに他の都府県で登録飼養衛生管理者として登録された」など、**名簿記載事項に変更が生じた場合には、県に届け出て**ください

フォローアップ研修

必要な知識・技術の維持向上を図るため

毎年1回以上、研修を受講する必要があります

研修対象者は、接種実績に関わらず

登録されている飼養衛生管理者全員

受講していない場合には
登録の取消しもあるので
必ず受講しましょう！



登録名簿からの除外

◎ 登録飼養衛生管理者が次のいずれかに該当し

県の指導による改善が見られない場合には

登録名簿から除外されます



- 本研修を、原則として毎年1回以上受講すべきところ、受講していないとき
- 家伝法第50条に基づくワクチンの使用許可の要件を満たさなくなったとき
- ワクチン接種実績、使用数量などの記録・報告がなされない
ワクチンの適切な管理が実施されないなど
ワクチンを適時適切に接種かつ厳格に管理する上で、適切でない事由が発生したとき
- 罰金以上の刑に処せられたとき等、登録名簿から除外すべきであるとき

◎ 名簿から除外された者は速やかに修了証を返納

→ 登録名簿から除外された時点で修了証は失効

認定農場の要件

① 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員・知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと

② ワクチン管理体制

ワクチンの適時適切な接種・厳格な管理に係る**作業手順書を作成**し、防疫指針・留意事項で定める認定農場と登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていること

作業手順書の作成

- **認定を受けようとする農場は、以下の事項を記載した作業手順書を作成し、農場に備え付ける**
 - (1) 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関する事
 - (2) ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関する事
 - (3) ワクチンの保管及び使用に係る手順の詳細に関する事
 - (4) ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関する事
 - (5) ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関する事
 - (6) その他必要な事項

- **登録飼養衛生管理者は、作業手順書に従って作業する**

家伝法第50条に基づくワクチンの使用許可

●家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（動物用生物学的製剤の使用の制限）

第五十条 農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない。

●家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

（動物用生物学的製剤の指定）

第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

一 略

二 牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン

登録飼養衛生管理者へのワクチン使用許可

県は登録飼養衛生管理者に対し、**以下の要件を満たす場合**
家伝法第50条に基づくワクチン使用を許可することができる

- (1) 認定農場において接種を行う者（家畜防疫員等を除く）が、**登録飼養衛生管理者に限られている**
- (2) 登録飼養衛生管理者が次の事項を遵守している
 - ① **家畜防疫員・知事認定獣医師の指示に従い**、接種を実施
 - ② 作業手順書に従う
 - ③ 申請した**接種対象農場以外への接種を行わない**
 - ④ **ワクチンの譲渡・引渡しを行わない**
 - ⑤ 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守
 - ⑥ ワクチン接種後に接種豚にマーキングし、移動する場合には標識を付す
- (3) **ワクチン等の管理を適切に実施**する
- (4) **ワクチン接種の実施状況を県に毎月報告**する

家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督

【指 示】

(留意事項14)

- 家畜防疫員・知事認定獣医師が、登録飼養衛生管理者にワクチン接種の指示を行う場合は、**診察を行った上で、豚熱ワクチン接種票を交付**する

【監 督】

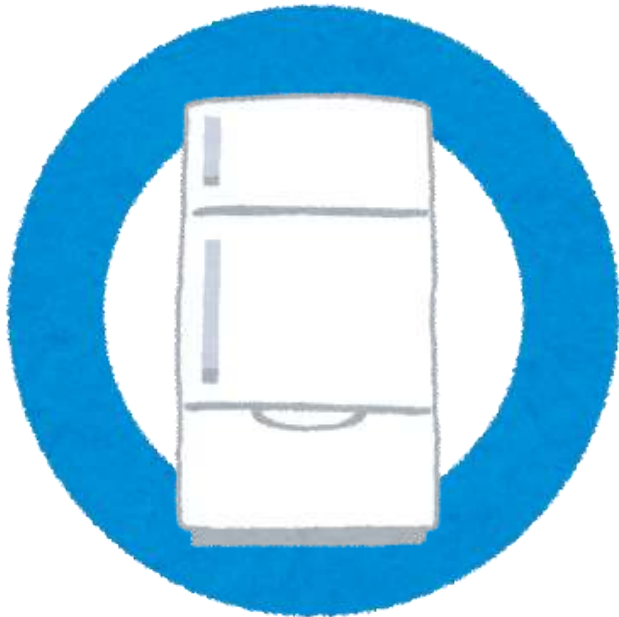
- 家畜防疫員・知事認定獣医師は、診察のために農場訪問する際、
 - ①交付した**接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施しているか、**
 - ②**認定農場のワクチン管理状況**を確認する
- 知事認定獣医師は、登録飼養衛生管理者が**指示に違反したとき等**には、都道府県に報告する

豚熱ワクチン等の管理（保管）

ワクチンの保管に係る遵守事項

（留意事項25）

- （1）添付文書に従い適切に冷蔵保管する
- （2）他の容器に移し替えて保管しない
- （3）必要なワクチン数量以上を保管しない



豚熱ワクチン等の管理（報告等）

ワクチン使用数量の報告等

（留意事項25）

- 登録飼養衛生管理者にあつては、作業手順書に基づいて、ワクチン使用数量の把握や記録を確実にし、**定期的に都道府県にその数量を報告**
- 接種時に使用した資材は適切に管理できる場所に持ち込み、消毒、焼却などにより適切に処理を行う。**使用したワクチンの容器は、消毒を実施した上で県に返却**



使用したワクチンの容器（空のもの、溶解後に余ったもの）は、獣医師を通じて県に返却する必要があるため、接種後は**廃棄せずに保管**しましょう。

返却数については、**接種実績と整合性が取れている必要**があります



接種頭数やワクチン数量の把握方法は、作業手順書に具体的な手順を記載し、確実に実施できるようにしましょう

要件に違反した場合の対応

ワクチン使用許可の要件に違反した場合の対応

(留意事項19)

- ・ 認定農場や登録飼養衛生管理者が要件を遵守していない場合、**ワクチン使用許可、登録飼養衛生管理者の登録、認定農場の認定**が取り消される
- ・ **家伝法第50条や関係法令に違反したときは、罰則の対象**となる可能性がある
- ・ 認定を受けた**農場が当該指導に従わない場合**には、「使用許可」「登録」「認定」が取り消され、**1年間は再度の登録等はできない**

登録飼養衛生管理者によるワクチン接種

- **認定農場**において、ワクチン使用許可を受けた**登録飼養衛生管理者**が、家畜防疫員・知事認定獣医師による**指示**（豚熱ワクチン接種票※）**に従って接種**

※豚熱ワクチン使用時には、使用者用の様式のチェック欄及び使用状況等の欄に記入してください

- **接種前に接種対象豚の健康状態の確認**
- **接種後に接種豚へのマーキングと標識**

【豚熱ワクチン接種票様式】

		接種登録飼養衛生管理者氏名：		チェック欄
豚熱ワクチン接種票				
対象医薬品	ワクチン名	豚熱ワクチン		商品名
	数量	20ドーズ (バイアル)	50ドーズ (バイアル)	
対象動物	動物種	豚・いのしし・その他 ()		
	頭数 年特 徴	繁殖雌豚： 離乳～肥育豚： 【計： (対象子豚の生年月日： / ~ /)	頭 頭 頭	種雄豚： その他： 頭 頭
認定農場	農場名称 (住所)	()		
登録飼養衛生管理者	接種者氏名	電話		
指示理由	感染防御のため			
指示内容	用法・用量： 皮下又は筋肉内注射法、 1mL			
	接種の実施期間(日齢)： 日齢～ 日齢の期間			
	休業期間： ワクチン接種日から20日間			
	その他：			
使用状況等	使用年月日、頭数	使用日①： 月 日、 使用日②： 月 日、 使用日③： 月 日、 使用日④： 月 日、 使用日⑤： 月 日、	頭 頭 頭 頭 頭	
	使用した場所	上記の認定農場内 (豚舎)		
	食用に供するために殺又は出荷することができる月日	ワクチン接種日から21日以降		

上記のとおり指示します。

接種票交付年月日：令和 年 月 日

獣医師 所属施設名： 氏名：
住所： 都・道 府・県
電話： - -

ワクチン接種開始までの主なTo Doリスト

【所属する農場の認定】

- 飼養衛生管理基準の遵守状況をチェック（必要に応じて改善）
- 作業手順書等を作成し、農場内で作業手順書を遵守する体制を整備
- 県により要件の遵守状況を確認後、農場が認定される
- ワクチンを保管する冷蔵庫や注射器など、ワクチン接種に必要な備品の整備

【飼養衛生管理者の登録】

- 研修を受講し、修了証の交付を受ける
- 名簿に登録される

【家伝法第50条に基づく豚熱ワクチン使用許可】

- 豚熱ワクチン使用許可申請を県に提出
- 県による確認後、ワクチンの使用が許可される

【その他】

- 豚熱ワクチン接種票を交付する予定の獣医師と、今後の対応を相談
- 農場のワクチン接種計画を作成し、獣医師を通じて家畜保健衛生所に提出

ワクチン接種 ～ 接種後の主なTo Doリスト

※ 以下、作業手順書に従って適切に実施

【豚熱ワクチンの調達、保管】

- 家畜防疫員・知事認定獣医師による診察を受け、豚熱ワクチン接種票の交付を受ける（豚熱ワクチン接種票は適切に保管する）
- 接種票を交付した獣医師から預かったワクチンを、冷蔵庫で適切に保管する

【認定農場における豚熱ワクチン接種】

- 豚熱ワクチン接種票に従い、登録飼養衛生管理者が適時適切に接種
- 接種した豚へのマーキング、農場から移動する際の標識
- 接種豚台帳に適切に記録
- 接種票に従って接種しなかった豚がいた場合には、獣医師や家保に相談

【ワクチン接種実績、ワクチン使用数量の報告等】

- 接種実績を、接種票を交付した獣医師を通じて家畜保健衛生所に報告
- ワクチン使用数量を接種票を交付した獣医師に報告し、使用したワクチンの容器を消毒して、返却

【その他】

- 毎年1回以上、フォローアップ研修を受講する

豚熱の厳格な管理に係る要件まとめ

ワクチンの保管

- ・添付文書に従い適切に冷蔵保管
- ・他の容器に移し替えて保管しない
- ・必要数量のみ保管
- ・ワクチンの譲渡又は引渡しを行わない

ワクチンの使用

- ・登録飼養衛生管理者に限る
- ・家畜防疫員・知事認定獣医師の指示に従って接種を実施
- ・使用許可外の農場でワクチン接種をしない
- ・豚熱ワクチン接種票に記載の実施期間を遵守
- ・接種豚等へのマーキング及び移動の際の標識

接種実績報告

- ・家畜防疫員・知事認定獣医師を通じて、家保に報告

ワクチンの使用数量報告

- ・ワクチン使用数量の把握、記録と家保への定期報告
- ・使用済み資材の適切な処理
- ・使用済みワクチン容器を家保に返却

その他

- ・作業手順書に従う